

Title	主体性と社会的統合：ヘーゲル法哲学における特殊態の問題(上)
Sub Title	Subjektivität und gesellschaftliche Einheit : Über die Rolle der "Besonderheit " in der Hegelschen Rechtsphilosophie
Author	山口, 貞明(Yamaguchi, Sadaaki)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1982
Jtitle	哲學 No.75 (1982. 12) ,p.73- 93
JaLC DOI	
Abstract	Hegel hat einerseits ein Modell des antiken Staates, an dem die Subjektivität (die "Besonderheit") des Individuums keinen Anteil hat, für gescheitert erklärt. Aber er hat auch andererseits die liberalistische Staatsauffassung, nach der die Betätigung dieser Subjektivität als der Zweck des Staates betrachtet und der Staat selbst als das Organ der Sicherung des Rechts des Individuums angesehen wird, als einen Schein aufgezeigt. Die moderne "bürgerliche Gesellschaft", die diese Subjektivität als ein Prinzip hat, ist der Hegelschen Auffassung nach der Kampfplatz des individuellen Privatinteresses aller gegen alle". Aber er hat auch gezeigt, daß sie eine gesellschaftliche Einheit ist, in der man sich notwendigerweise als ein gesellschaftliches Individuum bilden muß. Und man kann erst dort die bürgerliche Freiheit genießen. Diese Einheit hat man oft mit dem Staat verwechselt. Der Staat ist aber nur "der äußere Staat" oder "der Notstaat", weil er dem Individuum als Mittel, aber zugleich als äußerlicher Zwang erscheint. Hegel hat darum diese Staatsauffassung als die aufzuhebende betrachtet. Die vorliegende Studie untersucht die Hegelsche Weise des Aufhebens dieser Auffassung. Dabei soll gezeigt werden, wie Hegel sich die Überwindung der bürgerlichen Gesellschaft durch die "Korporation" als die erste Stufe zum Staat im wahren Sinne des Wortes denkt.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000075-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主体性と社会的統合

——ヘーゲル法哲学における
特殊態の問題——(上)

山 口 貞 明*

Subjektivität und gesellschaftliche Einheit

——Über die Rolle der „Besonderheit“ in der
Hegelschen Rechtsphilosophie——

Sadaaki Yamaguchi

Hegel hat einerseits ein Modell des antiken Staates, an dem die Subjektivität (die „Besonderheit“) des Individuums keinen Anteil hat, für gescheitert erklärt. Aber er hat auch andererseits die liberalistische Staatsauffassung, nach der die Betätigung dieser Subjektivität als der Zweck des Staates betrachtet und der Staat selbst als das Organ der Sicherung des Rechts des Individuums angesehen wird, als einen Schein aufgezeigt.

Die moderne „bürgerliche Gesellschaft“, die diese Subjektivität als *ein* Prinzip hat, ist der Hegelschen Auffassung nach „der Kampfplatz des individuellen Privatinteresses aller gegen alle“. Aber er hat auch gezeigt, daß sie eine gesellschaftliche Einheit ist, in der man sich notwendigerweise als ein gesellschaftliches Individuum bilden muß. Und man kann erst dort die bürgerliche Freiheit genießen. Diese Einheit hat man oft mit dem Staat verwechselt. Der Staat ist aber nur „der äußere Staat“ oder „der Notstaat“, weil er dem Individuum als Mittel, aber zugleich als äußerlicher Zwang erscheint. Hegel hat darum diese Staatsauffassung als die aufzuhebende betrachtet. Die vorliegende Studie untersucht die Hegelsche Weise des Aufhebens dieser Auffassung. Dabei soll gezeigt werden, wie Hegel sich die Überwindung der bürgerlichen Gesellschaft durch die „Korporation“ als die erste Stufe zum Staat im wahren Sinne des Wortes denkt.

* 慶應義塾大学大学院文学研究科哲学専攻博士課程

目次

序

- (一) 歴史的な力としての「特殊態」
- (二) 「^{ビルドアップ}錬成」の場としての市民社会——社会的通用性と「市民的自由」
〔以下次号〕
- (三) 「仮象の段階」としての市民社会
- (四) 市民社会の止揚に向けて——「コルポラチオン」

序

西洋の近世がもたらし、今日の我々もまた色々な意味でその影響下に立つ、自由主義や個人主義を顧りみる時、我々はそこに私的性格を有する自己中心的な欲求主体と呼ぶことのできる人々に出遭う。17, 18世紀を通じ紆余曲折を経ながら、このような人間個人の在り方が、差し当りは否定的なあるいは消極的な評価を受けはしたものの、何らかのかたちで正当化され、⁽¹⁾遂にはその自己主張が権利として承認されるに到った。ヘーゲルはこの私的欲求主体という在り方を「特殊態 (Besonderheit)」という術語をもって把え、その権利に或る重要な、否、不可欠の役割を与えて、彼の客観的精神の哲学の中に位置付けたのであった。

ところで自由主義、個人主義は、この特殊態を或る意味で究極の目的とし原理とする立場であり、そしてこの特殊態が国家の存在とその機能を決定する原理であるとした。これに対しヘーゲルは、かかる事態もしくは事態の把握が仮象にすぎぬ次第を明らかにしてみせた。これは彼の「現在」に立脚する「現実」認識であった。けれどもこの認識は、彼が特殊態の権利を否認したということをおよそ意味してはいない。むしろ彼はそれを独自の仕方⁽²⁾で生かしていくのである。ヘーゲルは例えばこう言う。——「プラトンの国家は特殊態を締め出そうとしたが、そんなことをしてみてもはじまらない。というのもこうした方策は特殊態を解放するという理念の無限的な権利に矛盾するだろうからだ。」 (§ 185Z)

他方、この引用からも明らかなように、「近代世界」という「現在」に立脚するヘーゲルは、このような古代国家の方策の非道理（非現実性）をも衝いた。ヘーゲルの国家（「近代国家」）は、自由主義的国家観に比すれば、はるかに古代国家に接近するかに見える。けれども特殊態の圧殺を通じてしか社会的統合が得られぬとするが如きアナクロニズムは、彼にはまったく無縁である。「現在」はそうした事態の成立が許される時代ではないのである。

「近代的諸国家の原理は、主体性の原理が人格的特殊態の自立的な極にまで完成することを許しながら、しかも同時にこの原理を基体的（substantiell）統一に連れ戻し、こうしてこの原理そのものの中でこの統一を保持するという、この途方もない強さと深さを有している。」（§ 260）

これがヘーゲルの「現実」認識であった。一方自由主義的国家観の仮象性を暴き、他方全体主義的古代国家（こういってもアナクロニズムではなからう）に近代国家を対置するヘーゲルは、微妙な（そして我々にとり示唆的な）立場をうちだしたのである。そしてこのことは、彼の行う特殊態の役割の規定とその位置付け（これによってその権利の真面目がようやく明らかになる）が、彼の国家哲学の中心問題の一角を占めることを物語るとともに、特殊態を一原理とする市民社会が枢軸的重要性を担うことも教えてくれる。

以下拙文では、この特殊態（の権利）の一端を解明しつつ、それが市民社会の原理であり、国家の契機であることを明らかにするだろう。さらに市民社会の態様を見、その統合様式が抱える問題点を検討することにより、市民社会が疎外態でありながら、或る意味では「即自的に」国家であることも理解されるはずである。そして市民社会の一次的止揚と特殊態の権利の一次的確保までを瞥見することで、ヘーゲルの近代国家論への一つの手懸りを見出しうるであろう。

(一) 歴史的な力としての「特殊態」

近世に到って、己れの特殊態を行為や生活の原理とする私的欲求主体の出現が見られたが、それは一面、旧来の客観的、社会的規範と秩序の崩解の結果であった。それとともにまた、こうした崩解は、これら規範や秩序を桎梏として解体させた同じ人々の営為の所産でもあった。このようにして、人々がそれと一体化し、あるいはそれに埋没して生活し、人間相互の紐帯となる客観的、社会的規範と秩序は消滅してしまい、ここに謂ば真空状態が現出したかの如くである。各人は、それぞれ独立にそれなりの流儀で自らの生活を営み、自らの行為を導く自立的能動主体とし、あるいはこうした状況によってかかる主体に形成されたものとして、各個バラバラの状態に置かれたかに見える。各自は自らの欲求を自らの目的とし、あるいは自らの良しとするところに従って、行為するが、その際己れの意図、良心、そしてまた行為のもつ社会的関連性や社会的意味について、当人は然るべき意識をもちえないのである。かくて己れの特殊態のみを原理として行為する私的欲求主体は、否応なく意思の疎通を欠いたまま、相互に角逐し合う。いうなればこれは《自然状態》である。とはいえこれは新しい社会編成の緒であるばかりか、実は既に或る新しい形態の社会的統合を意味していたのである。——それは紛れもなく、バラバラの「私人(Privatperson)」 (§ 187) が、「外的」 (§ 181) だが、或る不可避の依存関係をもつあの、ヘーゲルが「アトミスティクの体系」(Enz. § 523) と呼びつつ、「全面的依存関係の体系」 (§ 183) と把握した、「市民社会」である。「近代世界」の産物 (§ 182Z) たる市民社会の出現と形成とは、私的欲求主体のそれと裏腹の関係にあるのだ。がそれは飽くなき私人の角逐する戦場であることも免れない。ヘーゲルは市民社会を「万人の万人に対する個人的利害関係の戦場 (der Kampfplatz des individuellen Privatinteresses aller gegen alle)」 (§ 289A) と、ホッブスを想起しながら描写したのであった。

ヘーゲルは、個人の特殊態または主体性の権利（もしくは主体的自由）を、「自らの欲求を自らの目的とし」（§ 123Z）、「行為のうちに自らの充足を見出す」（§121. なお § 124A参照）権利と定義する。特殊態の諸側面乃至は展開形態として、「福利の意図（Absicht des Wohls）」と「良心（Gewissen）」とが就中重要であるが（拙文では後者に主題的には触れない⁽¹⁾）、ヘーゲルがこの特殊態を、「市民社会の原理，また政治的基本構造（Verfassung）の諸契機」（§124A）と言う時、これは最も本質的な事柄を述べていたのである。特殊態の権利の確保（「福利の意図」は「意図の権利」とし、「福利の権利」〔Enz. § 505〕として⁽²⁾）の詳細はともかくとして、市民社会は私的欲求主体が己れの特殊態を原理として行為する場面であり、近代国家（「政治的基本構造」）は特殊態を容れつつ、しかも小揺ぎもしないものなのである（つまり特殊態は国家の「契機」である）。

さて上述の点を古代と近代との対比として見るならば（これはヘーゲルがしばしば用いる手法である）、どうなるだろう。——「古代諸国家では主観的目的は国家の意思活動と端的に一であった。……古代人は、〔我々近代人が要求するような〕自分の見解，自分の意欲や良心を全然もっていなかった。国家意思が彼等には究極のものであった。」（§ 261Z）あるいは「古典古代の諸国家にも無論既に一般態（Allgemeinheit）はある，しかし特殊態はまだ解放されていなかった。」（§260Z）——特殊態の高次の形態たる「良心」にしても，その観点はやはり「近代世界の観点」（§136Z）であり，そもそも「道德」は「近代世界」の産物たる市民社会に「その固有の位置」（§ 207）をもつのである。ヘーゲルは例えばギリシアに関して，そこでは「素朴な社会規範（Sittlichkeit）⁽³⁾はあるが，まだ道德（Moralität）はない。主体の個人的意思は諸法や掟の直接的な習俗（Sitte）と慣習のうちにある⁽⁴⁾」と述べている。ギリシアでは「人格的個性の原理」は，あらわれたにせよ，それは「まだ自己自身のうちに捉えられていない」のだし，「欲求に属する特殊態はまだ自由の中にとり挙げられていなかった」

(§ 356) のである。

かくしてヘーゲルは特殊態に関してこう規定する。特殊態の原理は、「古代と近代とを区別する上で転換点と中心点とをなしている。その無限性におけるこの権利はキリスト教において明言され、新しい形式の世界の一般的、現実的な原理とされた。」 (§ 124A. またEnz. § 482A 参照) しかもそれこそが「この転換を招来した根拠」 (§ 299A) だと、ヘーゲルは把握する——「特殊態の自立的発展こそ、古代的国家の中で突如はじまった^{ジツテ}習俗の腐敗とし、諸国家の衰亡の究極の根拠としてあらわれる契機である。」 (§ 185A)。特殊態は「新しい形式の世界」の、つまり近代世界の「一般的、現実的な原理」となりおおせたわけであるが、その際それは歴史的な力として、即ち破壊力とし形成力として働いたのである。しかし特殊態が近代世界のこうした原理になりおおせ、近代世界に対し或る独自の適合性を得ることができる為には、特殊態が形成するとともに、それが権利を得、もはや破壊力としては機能せぬような場面が成立していなければならない。つまりそのような客観的条件の形成と整備とが相伴っているものでなければならぬのである。そしてこの条件とは、市民社会を止揚する「近代国家」に他ならない。

古代国家ではその統合性の中に特殊態が機能的に関与する余地はない。古代国家ははじめから、特殊態が適合性をもつような構造になっていなかったのだ。したがって特殊態が登場した時、それは破壊力として機能し、これを排除する以外には、国家的統合を保持（乃至恢復）する道はなかった。アテナイの崩解期にあってプラトンは、それを食い止めようと敢えてこの努力を行った。しかしこれは、事態の現実（特殊態の発展）を踏まえぬ、無駄な努力であった。プラトンの国家が「空虚な理想」(Rph. 24頁)とされる所以である。ヘーゲルをして言わしめれば、それは自由の理念に悖り、歴史の運動に逆行すること⁽⁵⁾であった。

かくて近代において国家が存立しうるとすれば、特殊態に権利を承認す

ることは不可欠かつ不可避である。特殊態を容れぬ国家は崩解する。むしろ特殊態を容れることによってはじめて(近代)国家は強固な統合を得られるのである。近代国家は、特殊態が権利を獲得するようなものとしてのみ形成されえたのであり、このようにしてようやく存立を得たのである。そしてこのことは、特殊態を原理とする市民社会の介在が近代国家の固有の条件となっていることを意味する。特殊態が発展せず、市民社会が形成されていぬところでは、近代世界にあっても、そもそも国家について語りえない。⁽⁶⁾「現在」に立脚する時、古代国家への舞い戻りは考えられぬのである。

(二) 「^{ビルドワング}錬成」の場としての市民社会——社会的通用性と「市民的自由」

ヘーゲルは市民社会を、ホッブスを想起しつつ、「戦場」と呼んだのであったが、つとにルソーは、ホッブスその他哲学者の言う自然状態における人間を、「ロンドンやパリのブルジョワ (Bourgeois de Londres ou de Paris)⁽¹⁾」であると、いみじくも看破していた。自然状態とは実は市民社会 (die bürgerliche Gesellschaft) のことであり、市民社会とは「私的利害関係の戦場」として自然状態なのである。ヘーゲルは、市民社会の構成員を „Bürger (als bourgeois)“ (§ 190A) と呼んで、国家の成員たる „citoyen“ から区別するが⁽²⁾、ルソーの「ロンドンやパリのブルジョワ」という表現が既に示唆しているように、各私人はその自然性、つまり自然的な「衝動、欲望、傾向性 (Trieb, Begierde, Neigung)」 (§ 11) 等を、必しもそのまま剥き出しにしているわけではない。むしろ「計算理性 (berechnender Verstand)⁽³⁾」を働かせながら、「打算的 (berechnend)」に振舞っているのである (§ 17, § 20)。人間はたしかに己れの自然的欲求をその充足内容とし、内容的には自然的、特殊的であるに止まるにせよ、己れの自然性を形式においては思惟 (Denken) や反省 (Reflexion) によって超えうる、あるいは超えている (§ 13以下)⁽⁴⁾。自然状態たる市民社会においては、思惟の一形

態の分別 (Verstand) が、例えば今述べた如く、「(打算的) 計算理性」というかたちをとって働き出すか、あるいは現に働いているのである。という以上に、市民社会では分別を働らかさざるを得なくなるのだ (§ 186 参照)。アトム的であり、相互外在的であり、「戦場」を形成するにしても、全面的相互依存の関係にある以上、市民社会では、「放逸かつ限度のない (ausschweifend und maßlos)」 (§ 185Z) 特殊態がそのまま罷り通るわけではない。むしろ市民社会は、特殊態に社会的通用性（「形式的-一般態」あるいは「一般態の形式」[§ 186, § 187 参照]）を得させる錬成 (Bildung)⁽⁵⁾ の道場なのである。したがって市民社会は、その都度の構成員を矯め錬成させて、その自然性に囚われた在り方から「一般態の形式である分別のある在り方 (Verständigheit)」 (§ 187A) に高める構造体であり運動体なのである。

我々は、学校教育、徒弟修業、また所謂世間に揉れる等々といったかたちをとった、身体的・精神的な錬成過程を通じて、社会的通用性を身につけていく (§ 47, § 48, § 57, § 197 等参照)。市民社会の中で私的欲求主体は、分別をもつブルジョワとして存在する。そしてその欲求は、単に自然的欲求としてではなく、「直接的乃至自然的欲求と表象の精神的欲求との結合物である社会的欲求」 (§ 194) としてある⁽⁶⁾。けれども私的欲求主体は私的欲求主体に止まる。各個の意図は、依然として己れの私的、特殊的欲求——それが「社会的」という姿をとるにせよ——を遂げることにある。したがって一方で、私的欲求主体は、分別ある在り方を得、社会的に通用する形式的-一般態にまで高まるとはいえ（そして市民社会の中ではかように自らを錬成せざるを得ない）、他方、分別、分けても「計算理性」を手にすることによって、より巧みに社会の中で他者に対し、己れの特殊的欲求充足を計る手段を獲得したと表象することもできるのである⁽⁷⁾。事実「打算」性、利己性は、市民社会の中では各私人の基本性格であり続ける。かくて分別（形式的-一般性）を介在させつつも、各自は常に己れの欲求充足を目ざし

相互に相手を手段として渡り合うという構図、即ち「利的利害関心の戦場」が克服されたわけではない。市民社会はやはり、特殊態を原理とする自然状態と言わざるをえぬのである。ヘーゲルにとって、それ故、市民社会と錬成は「通過点」である。だが、形式的にはあれ一般態にまで高ったということは、次の段階に到る不可欠の「絶対的通過点」(本章注7参照)なのである。⁽⁸⁾

さて市民社会の態様を見る上で恰好な素材を提供しながら、A. スミスは、市民社会における人間の在り方をありありと描き出した。

「人間は、ほとんど常に仲間 (brethren) の助力 (help) を必要としている。が仲間の benevolence からのみこの助力を当てにしても無駄である。それよりも、もし彼が自分のためになるように彼等の self-love をかきたてることができ、そして彼が彼等に求めていることを、彼等が彼のために行うことが、彼等自身の利益 (advantage) になるのだと示してやることのできるなら、その方がことはいまよく運ぶだろう。他人に何らかの取引 (bargain) を申し出る人は誰しもこのように申し出る。……我々が食事にありつけるのは、肉屋や酒屋やパン屋の benevolence のお蔭げではなく、彼等自身の interest のお蔭げなのである。」⁽⁹⁾

ヘーゲルは、「国民経済学」 (§ 189A) にほぼ寄り沿いながら、彼独自のやり方で市民社会の特質と構造を明解に語る。

「市民社会では各人は自己にとって目的であり、他のすべては無である。しかし他の人々に関連をもたないことには、彼の諸目的の全域を遂げることとはできない。それ故これらの他の人々は〔彼の〕特殊なもの目的の手段である。けれども特殊な目的は、他の人々に関連することによって自らに一般態の形式を与えるのであり、彼が他の人々の福利 (Wohl) をもあわせて (mit) 充足させることによって、自己の満足を得るのである。」 (§ 182Z)

私的欲求主体は己れの福利のみを意図する。「他者の福利」を私は些か

も意図してはいない。私は、「他者をも含めた福利」、「多数の他の特殊者の福利」を「私の意図」とするような「道徳的」意図をもっている (§ 125, § 126, § 134) のではない。「私の目的を促進することによって、私は一般者〔社会〕を促進し、そうしてこの一般者が翻って私の目的を促進する」 (§ 184Z) という事態が客観的に成立しているとしても、それはまして私の意図ではないのだ。⁽¹⁰⁾ 私が肉を買うのは、私の食欲を満すための手段⁽¹¹⁾ であって、肉屋に対する利他的行為ではおよそない。とはいえ我々は、「ほとんど常に仲間の助力」なしには、「他の人々に関連をもたないことには」、市民社会の中を生きぬくことはできない。私にとって「他のすべては無」であるにもかかわらず、私は他者依存的である。しかもその際、買うとか売るといった社会的手続きを介して社会的通用性のある仕方で、つまりは「自らに一般態の形式を与え」つつ、依存し合う。市民社会は、私が肉屋に、肉屋が原料調達に等々という具合に、⁽¹²⁾ 分業と「交換」 (§ 201) とを軸に運動する社会的連鎖・連関の体系 (§ 183, § 199 参照) として市場社会なのである。

さてスミスは先の引用中で、「ほとんど常に仲間の助力を必要とする」といっていたが、他者依存なしには生きて行けぬというこの事態は、人類とともに古いといえる一方、分けても近代的市民社会において特有の意味をもつ。市民社会ではもはや「自然的取得手段」 (§ 241) 乃至「根源的即ち直接的取得様式」 (§ 217A. なお § 54 以下参照) は、ほとんど閉されている。それどころか、それは「市民社会では本来消え去り (hinwegfallen)、ただ個々の偶然事としてしか現われない。」 (§ 217A) そして「大抵の所有は契約に基づく。」 (§ 217Z. もしくは端的に「所有は契約に基づく。」 [§ 217]) 要するに我々は、肉を手に入れる為には、肉屋で買う以外にほとんど道は開かれていないのだ。もはや「私が何かを占有し (besitzen)、無主物として私が獲得した所有をもつ」 (§ 217Z) というような時代でも事態でもない。「私が目前にするものはすべて占有取得されている。それは既に他者の意思の入ったものである。対象そのものは私に対し何ら抵抗しないが、

意思つまりそこに入っている他者の自由な意思が私に抵抗する。」(Iltling, Bd. 4, 250頁. また § 195 参照⁽¹³⁾) 換言すれば, 市民社会では本来的にいつてあらゆるものが商品化しているか, 商品性格をもつのであり, 我々は一定の社会的手続きを踏まなければ, それに近きえないのである. 市民社会では不可欠の他者依存は, かように同時に踏みはずしえぬ社会的な形式(一般態の形式)を伴うのである.

ところで, そもそも私的欲求主体が己れの特殊態を肆まに押し通そうとする限り, 相互の利害の一致は本質的にいつて偶然でしかない. そして偶々一致がみられ, そこに共通意思が成立するとしても(契約の原基形態), 何時それが踏みにじられるかもしれない(犯罪の原基形態). ヘーゲルの言うように, 「法権利 (Recht) は概念から現われるものではあるが, それ⁽¹⁴⁾が現存するに到るのは, それ⁽¹⁴⁾が欲求にとって有用であるからに他ならぬ。」 (§ 209Z) 近代的な一般的権利, 即ち人格権, 所有権, 契約などが, 「現行 (Gelten) と客観的現実性」 (§ 209) を得るのは, それ故, 市民社会の形成過程の中でのことである. 現に「所有の自由が原理として承認されたのは, 昨今, ここそこのこと」 (§ 62A) なのである. そしてヘーゲルは平等なる人格権についてこう言う.

「我 (Ich) が一般的人格と把えられ, この点で万人が等しい (identisch) とすることは, 錬成の, 即ち一般態の形式における個々人の意識としての思惟のお蔭げである。」 (§ 209A)

私的欲求主体が己れの欲求充足を計ろうとして行為するに際し, 相互に社会的な形式を踏まえ社会的に通用する仕方に則るはずだと, 互いに客観的・現実的に期待できる事態が成立するのは, 市民社会でのことなのである. ヘーゲルは, 既に1802, 3年頃に, 「この形式の〔相対的な〕社会規範^{ジツトリヒカイト}が法権利 (Recht) を創り出す (schaffen), そしてそれは実直さ (Recht-schaffenheit) ⁽¹⁵⁾である」と述べている. 人格権, 所有権そして契約は, まさしく市場社会とし商品社会としての近代的「市民 (bürgerlich) 社会」が,

そしてそれを形成しかつそこで形成された私的欲求主体(ブルジョワ)の特殊態が、それらが「欲求にとって有用」であり、それらなくしては世間を渡れぬ故に、「創り出し」、「客観的現実」たらしめたものなのである。そして同時にこうした社会がブルジョワの *Gesinnung* あるいは徳 (*Tugend*) としての「実直さ (*Rechtschaffenheit*)」をも生みだしたのである。⁽¹⁶⁾ —我我はここで、「義務と誠実さの原則に基づいて (*aus*)」いるのではなく、「単に利己的意図」で商いをしているにもかかわらず(むしろ、それ故に)、「高価をふっかけたりせず」客を一応「誠実には (*ehrlich*)」扱う「利口な (*klug*)」そして「義務にかなった (*pflichtmäßig*)」商人の例を想起してよいだろう。⁽¹⁷⁾

市民社会は一般的権利(人格権, 所有権, 契約)を客観的現実たらしめ、また各人はかかる権利の保持者として相互に「承認」 (§ 209. なお § 71 参照) し合わざるをえぬまでに錬成された。がこのことは相互の特殊的意思が互いのそうした権利を侵害しないようにする制度的保障機関 „*Rechtspflege*“ (§ 209 以下) の存在を要請し、それを実現せしめることである。因みに市民社会では、「所有は契約に基づき」、商品所有主の意思が「無限の抵抗」 (§ 195) を示すのであったが、同時にまたこの所有主は、所有する物件の故に、常に他の特殊的意思の攻撃目標である (§ 90 以下)。それ故市民社会は、この限りで言っても、犯罪の適合域であり、*Rechtspflege* が分けても私的「所有の保護」 (§ 188) 機関として要請されてくるのである。

ところでこの機関の下で実現する社会的通用性は、一般態の形式の法的側面であるが、市場社会、商品社会としての市民社会では単にこの側面だけが問題になるのではない。商品所有者としブルジョワとしての社会的通用性も求められることは言を俟たない。市場社会の中で、他者もまた己れ同様利己的であるが、それだけにかえて分別ある在り方にまで錬成されているとすれば、市場社会のメカニズムに即し、「(打算的) 計算理性」を働かせ、「利口」に、目的合理的に振舞うだろう、との予測が成立するの

である（法的側面を無論前提する）。他者を手段とするにせよ、それはとりも直さず他者依存のことである以上は、このような予測が或る程度の——というのも究極的にブルジョワは己れの特殊態を原理とし、恣意性を免れえぬから——確実性をもたぬところでは、他者を当てにすることはできない。ここにおいて、カント的に言えば「義務にかなった」ものでしかないとしても、「実直さ」が要請され、それがブルジョワの社会的通用性のメルクマールになるのである。

このようにして市民社会は、私的欲求主体をして自らを錬成せしめ、法的にも社会・経済的にも分別のある在り方、一般態の形式、要するに社会的通用性を身につけさせる。けれどもこれは同時に私的欲求主体にとっては、社会の中で己れの特殊態を原理として、《自由》に行為するための足掛りなのである。換言すれば、己れの特殊態を原理とし目的とする私的欲求主体は、一般態の形式に沿いながら他者に依存し、これによって他者と一般者を「手段」 (§ 187) として、社会の中で《自由》に自己発展を遂げるのである。その為には分けても一般的権利の客観的現実性が不可欠の前提をなす。事実特殊態の発展・解放と市民社会の形成とが、この権利を「現存するに到ら」しめたのであった。さらにまたそれは個人の特殊態に権利を与えることを意味する。我々はこの「市民的自由 (die bürgerliche Freiheit)」(Suhrkamp 版19巻 228 頁) を、「職業選択の自由 (Freiheit des Gewerbes und Handels)」 (§ 236A) の問題を糸口に検討するのが好便である。

ヘーゲルは、Stand (身分) を定義して、「自己にとって客観的となった特殊態」 (§ 206) という。Stand は、一方身分をあらわすが、この定義に見られる如く、各自が自らの発意に基づいて、己れの特殊態を一定の社会的役割として客観的に定着させたもののことである。それ故ヘーゲルにおいては、Stand はもはや身分制的意味で固定したものの謂ではない。それはまさに《自由》に選択できる社会的役割としての職業・業種である。

「プラトンの国家では、お上が依然として諸個人に職業 (Geschäft) を割

り当てるから、主体的自由はまだ何ら通用していない。……主体的自由は顧慮されねばならぬものであり、諸個人の自由な選択を要請するのである。」 (§ 262Z. なお § 185A, § 206A, § 262, § 299A 参照) 職業選択の自由は、人格権、所有権、機会均等の権利など⁽¹⁸⁾と並んで近代性の一つのメルクマールであるが、いずれも身分制の解体なくしてはありえぬのである。身分制とは、お上が「諸個人に特定の身分 (Stand) を割り振り、彼等に特定の給付 (Leistung) を課す」 (§ 299A) ことによって、個人が《自由》に発展すべき特殊態を外的に押えこんでしまうことである (§ 299 Z 参照)。そこでは特定性・特殊態は個人の手にあるのではなく、お上の掌中に握られている。⁽¹⁹⁾ 職業の自由が成立する為には、より一般的に言えば、各自が己れの特殊態を原理に《自由》に行為しうる為には、万人が平等なる権利能力の保持者となっていることが論理的前提である。つまり各自には己れの特殊態を《行為の原理》としうる《行為の可能性の領域》が開かれていなければならぬ (§ 38 参照)。がまた、平等なる権利能力の実現は、逆に、個人の特殊態が解放されていることを前提する。個人の特殊態を押えこみ、特定の身分を割り当てることは、事実上その人の《行為の可能性の領域》を閉すか、少なくとも狭めることである (そして翻ってこのことは、《行為の原理》たる特殊態に《自由》な発展を許さぬことである)。身分制は平等なる権利能力を事実上不可能にする。したがって身分制の解体がその現実的前提なのである。

まさしく「法権利は概念から現われるものであるが、それが現存するに到るのは、それが欲求にとって有用であるからに他ならない。」——「近代世界」に立脚するヘーゲルの『法哲学』は、先づ「抽象法」で個人に開放された《行為の可能性の領域》を扱い、次いで「道徳」の中で個人に解放された《行為の原理》としての特殊態を考察する。⁽²⁰⁾ これらは市民社会の抽象物とし論理的前提としてある。しかるに身分制を解消した近代的市民社会の形成と特殊態の発展・解放が、権利能力 (一般的権利) を客観的現実たらしめ、そしてこれが特殊態に《自由》な発展の権利を得させたのである。

この点を「昨今ここそこで」ようやく実現をみた所有権について、ここで最後に一言しなければならない。所有権はそれ自体、各主体が「何を、どれくらい占有する (besitzen) か」という特殊性については何も語らない。それは「法的偶然性」である (§ 49. なお § 200, § 200A 参照)。けれども所有権は、個人が何を、またどれくらい占有するかを《自由》に決定しうる可能性の領域を開いておいてくれる。したがって私的欲求主体は、己れの恣意 (特殊態) によってこれをこれだけ占有する所有主、特定の商品所有者 (ブルジョワ) たりうるのだ。実に所有権は、何を商品として占有するかに応じ、肉屋であり、パン屋であることを可能にする基礎であり、契約と共に市民社会の根幹をなしているのである。

(序) への注

- (1) この問題については、拙文第三章注 2 に若干の示唆を与えておいた。
- (2) ヘーゲルの『法哲学』(1821, 実は1820) からの引用箇処の指示は、その段落 (§) の番号による。Aをもって段落へのヘーゲルの注解 (Anmerkung), Zをもって E. Gans による付加 (Zusatz) をあらわす。頁数による指示を必要とする場合には、Rph. と略号を冠し、以下に示す版本の頁数を掲げる。使用テキストは、G.W.F. Hegel, *Werke in 20 Bänden*, hrsg. E. Moldenhauer u. K. M. Michel, Bd. 7, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Frankfurt a. M. 1970. その他の著作で、この著作集による場合、Suhrkamp 版何巻かを明記し、必要に応じ書名を示す。Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaft im Grundrisse (1830) (Suhrkamp 版10巻) は、Enz. と略号を冠した上で、『法哲学』の場合と同じ方式で引用箇処を示す。Ilting として巻数と頁数を挙げる場合、それは、Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, in 6 Bänden, Edition u. Kommentar von K.-H. Ilting, Stuttgart 1973f. をあらわす (現在第 4 巻まで刊行)。その他のヘーゲルの著作の版本については、その都度示す。——なお引用文中における強調(····) は、すべて筆者による。原著作における強調と一致するとは限らない。

(一) への注

- (1) 「福利の意図」と「良心」とは、『法哲学』第二部「道德」の第二及び第三

部分の主題である：後者は要するに、「我 (Ich) が道理にかなっている (vernünftig)」あるいは「良い (gut)」と「洞察するものしか承認しない権利」であり、ヘーゲルは、これを「主体の最高の権利」とする (§ 132, § 132A. 良心の定義は § 136). それ故ここでの究極的判定者は《私的》な「我」である (尤もヘーゲルはこの主体性の権利に対し「客観性の権利」[§ 132A] を対置する). けれども近代において個人の特殊態にその権利が与えられる以上、当然のことながら同時に、各自は行為主体として、法的、道徳的、社会的責任が問われる主体 (§ 132. なお § 215 参照) であり、またそうであることが近代社会において不可欠の前提である。なお、特殊態乃至主体性の権利の二側面の区別に関しては、次の書が示唆的であり、またこの権利に関する用例を付録に枚挙している。Foster, M. B.: *The Political Philosophies of Plato and Hegel*, Oxford 1935.

- (2) これは *salus populi* と厳に区別される近代的な個人の「幸福追求 (the pursuit of Happiness)」の権利である。とりわけ「アメリカ独立宣言」(1776) 以来法制史上にその地歩を得、ドイツにおいても1794年の『一般ラント法』(*Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe, mit einer Einführung von H. Hattenhauer, Frankfurt a. M./Berlin 1970*) の中で一応の承認をえた (同法 Einleitung II, § 83 [54頁] 参照。この法典の研究は近年かなりの数になるが、先づは簡にして要を得た、Conrad, H.: *Das Allgemeine Landrecht von 1794 als Grundgesetz des friderizianischen Staates*, Berlin 1965 が挙げらるべきである。この法典とヘーゲルとの関係は重要であるが、拙文では注で一、二言及するに止める。この関係全般については、Hočevar, R. K.: *Hegel und der Preussische Staat*, München 1973 参照)。——ヘーゲルにおける「幸福 Glückseligkeit」と「福利 (Wohl)」との異同は、Enz. § 505 を見よ。なお個人の幸福追求権の歴史的成立と、ドイツ特有の事情そしてその中で発想するヘーゲルの幸福に関する思想との関係は別に論じなければならない。
- (3) この語はヘーゲルの基本用語の一つであるが、*Sitte* の面と *Gesetz* の面とを含む為、「社会規範」という訳語を採用しておく。なおまたその語はこの規範の下での生活、また客観的秩序も含意している。
- (4) Hegel, G.W.F.: *Die Vernunft in der Geschichte*, hrsg. J. Hoffmeister, 1955, 249頁。
- (5) ヘーゲルは主体的自由の萌芽をソクラテスのダイモンに見る (§ 279A. なお § 138, § 274Z 参照。) 我々はここで、ヘーゲルが世界史を定義して、「自由の意

識における進歩 (der Fortschritt im Bewußtsein der Freiheit) (前掲書 [前注] 63頁) としたことを思いあわせねばならぬ。特殊態の権利、主体的自由の実現は、この過程^{プロセス}の最高の段階の中によろやくその然るべき位置と役割を見出すのである (同書242頁以下の叙述, 就中254頁を参照。また Hegel, G. W. F.: *Vorlesungen über die Philosophie der Weltgeschichte*, hrsg. G. Lasson, Hamburg 1968, 877頁以下参照)。

- (6) ヘーゲルは、「将来の国土」たる北アメリカのように、「農耕クラス」が次々と開拓して無際限に進んでいかず、都市にまとまることによって「はじめて市民的組織 (ein bürgerliches System) が成立しうる」とした上で、「これが有機的に組織された国家の存立 (das Bestehen eines organisierten Staates) の条件である」と述べる。そして北アメリカについて、「居住者が耕地をさらに得ようと突き進むにかわって、……市民社会の緊密な組織を形成し、そして組織的国家の要求に到るだろう」と診断している。北アメリカというまだ「ヨーロッパ諸国家との比較が不可能な」特殊な場面についてはあるが、以上から明らかな如く、ヘーゲルは、農業ではなく、都市型の (§ 256 A 参照) 市場社会が近代国家の存立の不可欠の前提条件としているのである (以上の引用は、前掲書 [本章注 4] 208 頁以下)。

(二) への注

- (1) Rousseau, J.-J.: *Oeuvres complètes*, éd. B. Gagnebin et M. Raymond, III, Du contrat social, écrits politiques, Paris 1964, 611頁以下。なお『人間不平等論』における次の表現を見よ。《……tous, parlant sans cesse de besoin, d'avidité, d'oppression, de desirs, et d'orgueil, ont transporté à l'état de Nature, des idées qu'ils avoient prises dans la société; Ils parloient de l'Homme Sauvage et ils peignoient l'homme Civil.》 (同全集132頁)
- (2) Hegel, G. W. F.: *Jenaer Realphilosophie* (1805/6), hrsg. J. Hoffmeister, Hamburg 1969, 249 頁。また Ilting, Bd. 4, 472 頁参照。ヘーゲルは『哲学史講義』の中で, „... für bourgeois und citoyen haben wir nicht zwei Worte...“ と述べている (Suhrkamp 版19巻 228 頁)。
- (3) „Verstand“ は拙文では一貫して、悟性ではなく「分別」と訳すが、計算的分別では馴染まぬので、これに限り「計算理性」とする。なお „Vernunft“ は「道理」と訳出し、理性とはしない。
- (4) 要するに、動物の如く目の餌にいきなり食いつかず、こうした「自然的意

志」 (§ 11. 例えば本文で述べたばかりの衝動や欲望) の内容を、比較考量の上で己れの意志の内容とするか否かを、人間は決定する可能性をもっている (恣意, 選択意志). 但し内容はあくまで自然的意志の内容に止まる (§ 11-§ 20, § 123A, § 150A, § 164-5参照). なお拙文第三章を見よ.

- (5) „bilden“, „Bildung“ には適切な訳語が見当らぬので、現在あまり使用されぬ「錬成」をあてておく.
- (6) 具体的に言えば、例えば食欲は自然的欲求としてそれ自身不可欠であるが (§ 189Z参照), それとともに味わうといった文化的・社会的な欲求も我々はもつ. そして社会生活の中では、前者を不可欠のものとしながらも、後者がかってくる. 因みにまた我々は手摺みではなく、特定社会の流儀にならって箸あるいはナイフ、フォークを用いる. しかもこれらはどれをとっても部分化し、商品化したかたちでしか調達されえないのである (§ 190 以下, § 196 以下参照. また拙文第三章参照).
- (7) ヘーゲルにとって錬成は、「欲求、その充足また特殊的 (partikular) な生活の享楽や安呑さ等を絶対的目的」とする際の「単なる手段」を意味するのではなく (§ 187A), むしろ錬成は「理念の関心」 (§ 187), 「道理の目的」 (§ 187A) の然らしむるところであり、したがって「絶対的通過点」 (同処. なお次注参照) とされる. また「思惟の一般態を駆り出すことは錬成の絶対的価値」 (§ 20) と言われる. けれども拙文中で述べた錬成の機能が否定されるわけではない——「私人としての個々人にとっては手段として現出」 (§ 187) するのである. 拙文では労働のもつ錬成力 (§ 194, § 195, § 197) には説き及ばぬが、これが最も基柢にある. „Die Arbeit ist gehemmte Begierde, aufgehaltenes Verschwinden, oder sie bildet.“ (『精神現象学』Suhrkamp 版 3 巻 153 頁. なお § 190Z と比較せよ)
- (8) 「精神的な、また一般態の形姿に高められた無限的に主体的な・社会規範の基体性」 (§ 187A), 即ち国家への通過点である.
- (9) Smith, A.: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. E. Cannan, New York 1965, Book I, Chap. II. (14頁)
- (10) この点については、またスミスの有名な一段を見ておく必要がある。「……概していって誰にせよ公益 (the public interest) を促進する意図 (intend) もないし、またそれをどのくらい促進しているかの知識もない. ……彼は自分自身の安全 (security) だけを意図している. ……彼は自分自身の利得 (gain) だけを意図している. ……彼は見えざる手 (an invisible hand) に導かれて、およそ彼が意図していなかった或る目的を促進することになる.

その目的がおよそ彼の意図ではなかったにしても、だからといってその社会にとって必しも悪い結果をもたらすとはかぎらない。自分自身の利益 (interest) を追求することによって、彼が社会の利益——彼が実際に社会の利益を意図する場合よりも——をより効果的に促進することもしばしばある。」(スミス前掲書〔前注〕Book IV, Chap. II〔423頁〕) ヘーゲルは本文上記の箇処以外にも、独自の解釈の下に、この趣旨にならう言明を行っている (§ 184Z, § 199, § 255Z, § 278A)。なお拙文第四章参照。

- (11) というより部分化した「抽象的欲求」 (§ 190 以下) のためである。なお本章注 6 参照。
- (12) 以上では社会的分業の例(「肉屋、酒屋、パン屋」)しかでてこなかったが、スミスの周知のピン製造の際の分業(スミス前掲書 4 頁)、つまり „Spezialisierung“ (§ 194) も含めて考えねばならない(ヘーゲル前掲〔本章注 2〕 *Jenaer Realphilosophie*, 214 頁を見よ。なお *Jenaer Systementwürfe I* (1803/04), hrsg. K. Düsing u. H. Kimmerle, Hamburg 1975, 323 頁でははっきりとスミスのピン製造に言及する)。社会的分業については § 290 で示唆がなされる。
- (13) これは、市民社会に関する重要問題の一つ、市民社会は構造的に貧困者を生み出すという問題と密接に関係する (§ 241 以下、特に § 245)。
- (14) この引用文の前半から明らかなように、ヘーゲルは、市民社会(ブルジョワ社会)で現行しているブルジョワの一般的権利(分けても《私的所有権》)を、「概念(Begriff)から現われるもの」として論理的にジャスティファイしているわけである(「抽象法」にはじまる『法哲学』の構成は、それ故、国家——ブルジョワ社会を一方で止揚する——に到るまで、或る意味でブルジョワ的である。この点については拙文第四章末尾参照)。
- (15) Hegel, G.W.F.: *System der Sittlichkeit*, hrsg. G. Lasson, Hamburg 1967, 60 頁。
- (16) 前掲〔本章注 2〕, *Jenaer Realphilosophie*, 255 頁, また § 150, § 207, § 252, § 253Z 等参照。
- (17) Kant, I.: *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, hrsg. K. Vorländer, Hamburg 1965, 14 頁以下。
- (18) 「一般的資力 (Vermögen) に参与する可能性」 (§ 200), 「労働への機会 (Gelegenheit)」 (§ 245) が開かれていることである。「人間が己れの力 (Kräfte) を行使しうるというのでは充分ではない。彼はまたそれを行使する機会を見出さなければならない。」(前掲〔前章注 5〕 *Vorlesungen über*

die Philosophie der Weltgeschichte, 927 頁) 要するに、各自が「己れの錬成と技能」 (§ 199) を、つまり特殊態を揮える機会が平等に開かれていなければならない。しかし言うまでもなく、各自がどれくらいそれを活用しうるかは「法的偶然性」 (§ 49. 本章末尾参照) であり、実力主義の世界が万人に平等に開かれているということである。法的平等、「法的偶然性」の場たる市民社会で生ずる経済的不平等、そして「機会」を事実上閉じてしまうそのメカニズム (例えば § 245, 上注13参照) は、ヘーゲルを市民社会の止揚へと赴かせる一つの重要な契機である。

- (19) 課税を行うのは、市民社会ならぬ国家であるが、「〔国家に対し個人が〕 給付しなければならぬものは、事物と給付の現存の一般的価値としての貨幣に換算されることによるのみ、公正な仕方、また同時に、個々人が給付しうる特殊の労働とサービス (Dienst) がこの個人の恣意によって媒介されるような仕方、規定されうる」 (§ 299) とされる如く、そもそもお上 (国家) が「特定の給付を課す」ような事態が解体していること、したがってまた「現存」社会では、税金というかたちをとることが、「給付の公正と平等」 (§ 299A) を可能にする。このことは各自が「価値の所有者」 (§ 63A) たりうる貨幣経済の行き渡った市民社会の成立なくしては、課税の公正を期する国家 (近代国家) は存立しえないことを意味する。それ故市民社会は近代国家の前提条件である (前章注 6 参照)。
- (20) かくして「抽象法」と「道徳」とは、それぞれ、権利能力論および行為能力論ということができる。
- (21) 「具体的行為と社会規範的關係に関しては、そのさらに進んだ内容に対して、抽象的法権利はただの可能性にとどまり、法的規定はそれ故単に許可乃至権能 (Erlaubnis od. Befugnis) にとどまる。この法権利の必然性は……人格態及びそこから生ずるものを侵害するな、という否定的なものに限られる。」 (§ 38) これは、ホッブスが黄金律を逆転して「されたくないことを他人にするな」 (*Leviathan*, Part I, Chap. XIV) といったものであり、また例えば『人間および市民の権利の宣言』の「自由とは他者の権利を侵害しないあらゆることを行いうるという人間に属する力である」 (1793年 Art. 6) に他ならない (*Les Constitutions de la France depuis 1789*, éd. J. Godechot, Paris 1970, 80頁. 類似の条項に関しては, 34, 101, 102 の各頁を見よ). 『一般ラント法』 (前章注 2) ではまだ身分制が保持されているため、一般的権利能力が確立していない (Conrad 前掲書 [前章注 2] 22 頁以下参照). それに比す時、ヘーゲルの Stand 論は進歩的である。

- (22) ヘーゲルにおいて物件 (Sache, 定義は § 42) 乃至「物件の形式」 (§ 57) をもつものとは、要するに「契約の対象」 (§ 43A) たりうるもの、「譲渡されうるもの」 (§ 40A. また § 66 参照) のことであり、つまり商品である。物件には、技能、才能等は言うまでもなく含まれるが (§ 43A, § 47, § 48, § 52, § 57 等)、労働力もまたそれに数えうる (Iltting, Bd. 4, 184 頁参照)。しかし労働力のみを商品とする労働者を、ヘーゲルは市民社会の枠内では然るべく処理できなかった。「反省的 Stand」 (§ 202. とくに § 204, また § 303 以下参照) に属する人々、つまり商人や職人を、ヘーゲルは基本的に親方・徒弟関係で把える。「職人とは個々の偶然的労働 (Dienst) をするような日傭い労働者 (Tagelöhner) とは別」であって、「親方乃至は親方になるだろう人」のことである (§ 252A)。別の二つの Stand はともかくとして、「反省的 Stand」に属し、さらに特定の団体員 (コルポラチォーンの問題については拙文第四章に述べる) であるもの以外は、均等なるべき「労働の機会」が「偶然的」でしかない貧困者、さらには „Pöbel“ (§ 241 以下) として、市民社会の枠から食み出てしまう。——ヘーゲルが、人々は「所有者としてのみ相互にとって定在 (Dasein) をもつ」 (§ 40) という時、この「所有者」とは、一定の社会に相対的な「或る生活水準 (das Maß einer gewissen Subsistenzweise)」 (§ 244) を割らないような、そして労働力のみを商品としないで、さらに或る程度以上の物件を占有する《私的所有者》に他ならない。かかる所有者としてのみ、人々は契約当事者として、社会的に通用しうる (「定在をもつ」) のである。

〔以下次号〕